

2021年度 事業計画

◆各部門別の事業計画

1. 組織広報対策事業

(1) 会員の増員と組織の拡充

外国人の入職に伴う監理団体事業並びに特定技能制度における国の施策に応じた職種団体への加入やこれまでの各種講習事業、福利厚生事業の一環である団体保険制度等各種事業を活用し、幅広く新規加入者を受け入れる組織作りを目指す。

(2) 日鷺連青年部による組織の活性化

日鷺連青年部では、業界における技能労働者の高齢化等による業界を挙げての深刻な課題に対処すべく次代を担う若手会員の加入促進を目的に活動している。今年度においても青年部間のネットワークを活用し情報伝達形式の充実を図る。

(3) 各種表彰申請制度の申請

多年にわたり建設業界や地域社会の振興と発展に貢献した役員、会員の方々を日鷺連として表彰するためにも、表彰申請に関する体制整備を図っている。功績の高い方々を、叙勲（1類・2類）、褒章、国土交通大臣表彰、同大臣顕彰（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課が申請窓口）、安全優良職長厚生労働大臣顕彰（建設業労働災害防止協会が申請窓口）の候補者として申請するために表彰選考委員会において協議し、選出基準を示した（一社）日本鷺工業連合会表彰規程に基づき、適正な表彰申請体制を確保する。

(4) 日鷺連新聞の発刊、配布

日鷺連の広報活動である日鷺連新聞は、インターネットの普及によりホームページでの情報掲載が主流で、年間での発刊を限定して郵送としており、会員のみならず関係団体、諸官庁にも送られている。

今年度についても、2回程度の発刊を予定しており、日鷺連の事業活動、総会、理事会、各委員会等の諸会議開催状況等の事業周知、組織のPRを図ると共に、建設業に関連する諸政策の動向、建設業界の情勢、更には各会員企業のメリットにつながるための工具販売フェアの紹介や団体保険制度の加入に関する募集などを実施し、会員ニーズに応えられるよう配慮し、充実した内容での発行を実施。

(5) ホームページ内容の充実

会員の要望に適時に応えられる媒体として、ホームページはより重要な位置を占めている。今年度も日鷺連での各種会議の内容や各都道府県連における各種講習会の開催案内、諸官庁・関係団体からの周知依頼やバナー広告の掲載、会員ページの周知徹底や機関紙との連動性をより検討し、タイムリー且つスピーディーな情報発信を図る。

2. 経営雇用対策事業

(1) 諸官庁・関係団体に対する要望・陳情

日鳶連では、今年度とび技能検定試験における特級区分の新設、技能講習に関する有効期限の設置（更新制）、資材についての安全管理に関する資格の新設の3つの要望事項を掲げ顧問を通じてとび振興議員連盟、自由民主党、関係省庁に対し実現に向け積極的に働きかけを行い、会員企業にとって実になるよう推進していく。

(2) 将来を担う人材の確保・育成

建設業界では人材不足が進行すると共に、若年入職者が減少するなどしており、優秀な人材を確保することが急務となっている。

当会では、こうした課題に取り組むべく、本年度青年部の拡充、適正な健康保険・各種団体保険への加入促進などの福利厚生事業に加え、法務省より引き続き協力が求められている若年者への就労支援「少年院出院者・刑務所出所者への就労支援」事業を強化し、業界の資質向上についての活動を積極的に図ることとする。

(3) 各種融資に関する情報提供及び指導

新型コロナウイルスの感染に伴う国の指針に関する様々な制限での各種助成の周知を図るとともにこれまでの下請建設企業等に対する金融支援である「下請債権保全支援事業」、元請建設企業等に対する金融支援である「地域建設業経営強化融資制度」等の各種融資の存在は、厳しい経営環境が続く中で必要となるため、日鳶連新聞等を通じて周知していく。

(4) 建設産業構造改善事業について

建設業を取り巻く経営環境の厳しさを乗り切るためにも、経営基盤の強化、体質の改善の契機が必要である。よって、(一財)建設業振興基金が実施する「建設産業活性化助成事業」により、当業界の改善の契機となるよう努めるとともに業界団体としての社会貢献、広報活動、地域活性化などの建設業振興活動を推進する。

(5) 建設雇用改善推進事業の活用促進

当事業は、建設産業の若年労働者の技能向上ならびに魅力ある職場環境の改善に取り組む事業者等に対して助成されるものである。日鳶連においては、建設労働者のキャリア形成が円滑に出来るよう、登録鳶・土工基幹技能者講習会や各種技能講習会、特別教育、技能検定研修会等に関する助成金案内に関して周知徹底を図る。

3. 総務対策事業

(1) 円滑な業務運営のための諸規定等の検討・整備

これまで業務の円滑化を図るべく、法改正や時勢に沿った諸規程の改訂を実施し、都度定款の改正や会費規程の整備等を行ってきた。今年度は更なる事業との連動性を目的に、各規程の整備を行い、より高度で専門的な課題に対応出来る体制づくりを推進していく。

(2) 会員への福利厚生充実

日鷺連では、本年度福祉対策事業として、会員事業所を対象に明治安田生命保険相互会社による生命保険型に加え、本年度より入院給付型団体保険に代わる入院手術支援型及び特定疾病支援型の新たな商品を加え、生命保険型との一体化した保障制度を開始し、会員企業に対する福利厚生の充実を目指し、加入促進PRを総会、理事会、委員会で協議し、各ブロック会議並びに各都道県連での総会、会議にて加入促進PRを実施し、会員企業のより充実した福祉向上を図っていくこととする。

(3) 川島共済基金の適正運営

川島共済基金は相互扶助の精神に基づき、会員のための福祉事業として弔慰金、見舞金、長寿祝い金の支給を行い、昨年度は、実働に伴った支給金額の改訂を行った。今年度は、必要に応じて基金引当金、会則等の見直し、点検をしながら、適正な事業運営の確保について検討する。

(4) 関係福祉団体の加入促進の支援

(独)勤労者退職金共済機構が運営する建設業退職金共済制度(建退共)は、雇用形態が特殊で複雑な建設業界において利用しやすい退職金制度であることから、日鷺連会員にとっても従業員の福利厚生の一環として重要なものである。日鷺連では、今年度も引き続き、契約者に対し共済証紙の労働日数分の確実な貼付、共済手帳の更新手続きの励行、退職時の共済手帳の引渡し、退職金の請求等についての周知を図る。

さらに、専門工事業者に対する各種共済制度の普及、加入促進として、(独)中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済制度」(経営者の退職金に当たるもの)、「中小企業倒産防止共済制度」(取引先が倒産したときに、貸し付けを行う制度)の普及、加入を促進し、会員企業の安心と安定を図る。

その他、各機関等による様々な共済制度等の新設に応じ、日鷺連新聞やホームページを通じて、周知を図っていく。

4. 技術技能対策事業

(1) 各種作業主任者等技能講習及び安全衛生教育の実施による有資格者育成の促進

昭和47年に労働安全衛生法が施行されて以来、各種作業主任者等技能講習を全国で開催、資格取得を促進してきた。しかしながら、近年若年入職者の減少などにより受講者数は、大幅に落ち込む傾向を示している。

このような状況の中、各都道県労働局にて登録している講習種目に関する適正な実施に向けた整備を行うべく、今年度は、講師養成及び水準調整を目的としたトレーナー研修会などの管理者教育を実施していく。

(2) 技能士など国家資格取得の促進

厚生労働省所管の技能検定は、働く人々の有する技能を一定の基準に従って検定し、国として証明する国家資格である。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されている。更には、建設分野における外国人技能実習生の受入事業により外国人の基礎級、随時3級の受検が多くなっている。

当会では、今年度もこのとび技能検定を志す人のために、技能検定ガイドブックを作成し、6月より受付・販売するとともに技能実習生のための数か国語による教材等の教育システムを活用し適正な技能実習を実施、管理していくこととする。

更に、国土交通省所管の1・2級建築施工管理技士、1・2級土木施工管理技士といった、(一財)建設業振興基金及び(一財)全国建設研修センターが取扱っている資格取得のための情報提供を行っていく。

(3) 登録薦・土工基幹技能者講習会の実施と普及促進

国土交通省から平成8年に発表された「建設産業の構造改善戦略プログラム」の「基幹技能者育成推進事業」に基づき、(一社)日本建設躯体工事業団体連合会との連携により平成20年の建設業法施行規則改正に伴い国土交通大臣の登録を受けた「登録薦・土工基幹技能者講習」の資格運営団体として新規受講者・修了更新者に対する講習会を実施している。更に、各地区からの要請に応えるべく、新たな講師養成を目的としたトレーナー研修会を実施。

(4) 技能士カード等の発行及び各種修了証の再交付

日鷲連では、とび1・2・3級技能検定合格者を対象にした「技能士」の称号を持つ者の任意の証明書を発行し、現場携帯により必要に応じて速やかな提示を可能としている。また、とび1・2級技能検定合格者については、「労働省告示第113号(昭和47年9月30日)」に基づき玉掛け作業に従事できる証明書として同様に「玉掛け資格証」の発行も従前どおり実施していくこととしており、再交付事業とともに、技能士合格者及び技能講習修了者等の利便性の確保を図るため、機関紙及びホームページでの会員事業所に周知していく。

(5) 技能五輪全国大会への協力

中央職業能力開発協会では、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の機運を醸成するため、1963年より技能五輪全国大会を55回開催。当会では第47回いばらき大会から「とび」職種が新たに加わり、昨年(第58回大会(開催地、愛知))まで各地域の予選会方式で選抜された選手により実施された。

日鷲連では、引き続き第59回大会(開催地、東京都)に向けて、とび職種団体としての協力をを行い、各委員・補佐員を選任すると共に、課題及び採点基準の作成に援助・協力を行う。

5. 外国人実習制度の活用に伴う監理団体事業

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う出入国制限の緩和状況により会員企業より受入れに関する募集を再度再開し、送り出し機関への外国人実習生の募集、入管庁への手続き並びに入国後の実習生の監理を実施し、業界の人材不足への対策に取り組む。

6. 特定技能外国人就労支援事業

当会では、昨年4月1日付けでの国土交通省所管による(一社)建設技能人材機構(略称: JAC)への加入に伴い「とび職種」分野における外国人就労に関する特定技能制度の職種団体として受入れを希望する会員事業所に対する特定技能に係る会員証明書の発行及び国に納付する受入負担金の収納代行業務を実施。

7. 高齢者雇用支援推進事業（厚生労働省委託事業【2 ヶ年】）

業界では、慢性的な人手不足、社員の高齢化など雇用を取り巻く環境は以前厳しい状況となっている。そうした中、本年4月1日の高年齢雇用安定法の改正により70歳までの就業確保措置が努力義務化されることとなった。前回（平成22年度～23年度）本事業に取り組んだ際に業界の高齢者雇用の現状と課題について把握し、高齢者の雇用を促す方策を「高齢者雇用推進ガイドライン」として取りまとめたが、10年が経過し、当時よりも人手不足の状況が深刻化され、若年者の育成、技能伝承も大きな課題となっていることから、高齢者に求められる役割はますます大きくなっている。そうしたことから前回作成した「ガイドライン」において提案した高齢者の活躍に資する施策をよりブラッシュアップし、さらなる高齢者の雇用機会の拡大に資するための方策を今年度、来年度の2 ヶ年に亘り業界全体で高齢者の活用できるシステム作りを行うなど当事業を実施し、業界における高齢者の更なる活躍に向けた方策を模索する。